

VI 消費生活トラブル注意報！！（令和3年度）

※県内の消費生活相談窓口に寄せられた相談の中から、若者に多い事例について紹介しています。

第 47 号 (2021 年 4 月)	●漫画、小説、写真、論文… 海賊版と知りながら行うダウンロードは違法です！	P60
第 48 号 (2021 年 6 月)	●エステ店の高額な契約は、よく考えて！	P61
第 49 号 (2021 年 8 月)	●18歳から大人！ 2022年4月から成年の年齢が18歳になります！	P62
第 50 号 (2021 年 10 月)	●FX自動売買ソフトで儲かる？ 先輩や友人からの儲け話に注意！	P63
第 51 号 (2021 年 12 月)	●カジノに関する儲け話に注意！	P64
第 52 号 (2022 年 2 月)	●賃貸アパートを入退去する時、トラブルにならないように気をつけ ましょう！	P65

漫画、小説、写真、論文...

海賊版と知りながら行うダウンロードは違法です！



友達から人気の漫画が読める無料漫画サイトを教えてもらった。
興味はあるが、海賊版漫画サイトの利用は違法でないか心配だ。

(18歳男性)



(アドバイス)

◆令和3年1月1日から著作権法が変わりました

月額固定のサブスクリプションサービスの普及により、映画や音楽、漫画や書籍など様々なコンテンツが楽しめるようになりました。一方で、権利者の許可なく違法にアップロードされたコンテンツが掲載された海賊版サイトも横行しています。

こうした海賊版サイトによる被害の拡大を防止し、クリエイターの保護、コンテンツ産業の振興、文化の発展を図るため、著作権法が改正されました。

これにより、令和3年1月1日から、インターネット上に違法にアップロードされたものだと知りながらそのコンテンツのダウンロードを行う行為が幅広く違法となり、刑事罰の対象となる場合もあります。

◆正規版を利用しましょう

スマートフォンやタブレットで気軽に様々なコンテンツを楽しめるようになりましたが、著作権者の許可なく違法にインターネット上に、そのようなコンテンツを公開し、多額の広告収入等を得る海賊版サイトの被害が極めて深刻となっています。

このような状態が続くと、コンテンツを製作するクリエイターや制作会社に正当な利益が還元されなくなり、新たなコンテンツの創作も困難となります。

文化を育てる意識を持ち、作者が収入を得られる正規版を利用しましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

エステ店の高額な契約は、よく考えて!



相談事例1



街で声を掛けられ、アンケートに答えたところ、無料の脱毛エステ券をもらったので、後日店舗に出向いて無料の施術を受けた。その際に7回で35万円のコースを勧誘され、契約を結び、定期的に施術を受けたが、まだ完全に脱毛が出来ていない状態だったため、更に4回で20万円の契約を結んだ。これまで合計8回施術を受けたが、契約金が高額で支払えないので中途解約をしたい。

相談事例2



インターネットの広告に掲載されていたコースが安価だと思い、エステ店に来店。すると、安価なコースでは無く、通い放題で60万円程の高額なコースをしつこく勧められたので仕方なく契約した。5回目の施術以降、皮膚障害が発生したため店舗に事情を伝え、中途解約を希望すると、高額な解約料を一括で支払うように言われたので困惑。

(アドバイス)

- ◆お試しや特別価格などの広告を見てエステを利用すると、体験だけのつもりが高額な契約をしつこく勧められることがあります。
- ◆店舗でしつこい勧誘を受けた場合でも、不要と思ったらきっぱり断りましょう。
- ◆エステは、サービス期間が1か月を超え、5万円を超える金額の契約であれば、8日間はクーリング・オフ可能です。クーリング・オフ期間を過ぎると中途解約となって解約料などを支払う必要があります。
- ◆勧誘時に問題があった場合は事業者と交渉の余地がありますので、契約書等をご用意の上、お住まいの地域の消費生活センターにご相談ください。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

18歳から大人！ 2022年4月から成年の年齢が18歳になります！



契約をする時、未成年と成年では違いがあります。

【未成年での契約】

保護者等の同意を得なければなりません。保護者等の同意を得ないで契約した場合、未成年者取消権により、契約を取り消すことができます。

【成年での契約】

自分の意思で契約をすることができます。未成年者取消権はなくなります。



成年になったばかりの年齢は、消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

どんな消費者トラブルがあるの？



【例えば、「簡単にもうかる」と誘われた事例】

20歳になった頃、高校の先輩から、アプリで稼ぐ方法の情報商材の購入を勧められた。複数の消費者金融から借金をして、高額な情報商材を購入した。その後、販売業者とは連絡がとれず、アプリのインストールができない状態である。借金の返済で困っている。



注意することを教えて！



- ☞ 簡単にもうかるような「うまい話」はありません。
- ☞ 先輩や親しい人からの勧誘でも、必要のない契約はきっぱり断りましょう。
- ☞ 借金をしてまで契約しないでください。



困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。



2022年4月からは、18歳、19歳でも契約による責任が生じるようになります。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう！

契約をする時は慎重にしないとイケないんだね！

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13時まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します



FX自動売買ソフトで儲かる？ 先輩や友人からの儲け話に注意！



大学の先輩から、20歳になったら、FXで儲けているスゴイ人を紹介すると言われていた。

先日、Web会議システムで話を聞き、断り切れず50万円のFX自動売買ソフトを購入することになった。お金がないと相談すると、先輩がスマホアプリの消費者金融で、会社員と嘘をついて借金する方法を教えてくれた。ソフトを使ったが全く儲からない。友人が加入すると5万円貰えるので誘ったが、反対に、マルチだからやめるよう言われた。

ソフトを購入した海外業者への連絡方法もわからない。解約返金希望。(20代男性)

(アドバイス)

◆連鎖販売取引(マルチ商法)は、契約書面を受領して20日間、クーリング・オフ可能です。

◆「身近な人からの誘いは断りにくい」に注意！

トラブルは、友人、先輩からの誘いがきっかけになることが多いです。職場の先輩、大学のゼミ、サークルを悪用したケースもあります。注意しましょう。

◆儲かる仕組みがわからない契約はしない！

人を紹介すれば報酬を得られることばかり強調され、儲け話の実態が分からないような契約をするのはやめましょう。

◆安易に借金したり、クレジットカードで高額決済をするのはやめましょう。

◆2022年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳19歳は未成年者取消ができなくなります！

◆困った時や不安な時は、消費生活センターへ相談しましょう。



お断りください！

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

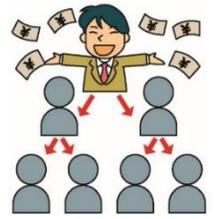
北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

カジノに関する 儲け話に注意!



SNSで知り合った人から、簡単に儲かる副業があると誘われ、ビルの一室に話を聞きに行った。副業の内容は、オンラインカジノのアフィリエイト(※)で収入を得るというもので、人を勧誘して会員を増やすとさらに報酬が入るシステムだと説明された。「海外のサイトなので日本の法律に触れることはない」、「みんな消費者金融からお金を借りて契約している」と言われ、自分も借金をして会員登録料70万円を指定の口座に振り込んだ。海外が拠点の会社とのことだが、契約書を受け取っていないため、住所や連絡先はわからない。よく考えたらマルチ商法のようなので解約したい。

※アフィリエイトとは、自分のホームページやブログなどに、企業等の商品やサービスの広告を掲載し、その広告による売上の一部が自分の収入になる仕組み

(アドバイス)

- ☞「簡単に儲かる」などの甘い話をうのみにせず、安易にオフィス等に足を運ばないようにしましょう。
- ☞必ず事前に契約書を受け取り、契約内容や事業者の連絡先等をよく確認しましょう。
- ☞カジノに参加することは刑法で定める「賭博罪」に該当し、海外のサイトでも国内でオンラインカジノに参加すると罪に問われる可能性があります。違法・不当な行為を勧誘することで、損害賠償請求を受けるおそれがあり、友人や知人を巻き込むと、人間関係を壊しかねません。
- ☞料金を支払ってしまうと、被害の回復が非常に困難です。前払いで、支払い方法が銀行振込みに限定されている場合は、特に注意しましょう。
- ☞少しでも不審に感じたら、お住まいの地域の消費生活センターに相談してください。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13:00まで)

* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

賃貸アパートを入退去する時、 トラブルにならないように 気をつけましょう！



どんなトラブルがあるの？



【相談事例】

3年間住んだ賃貸アパートを管理会社立会のもと退去した。後日、精算書が届いた。ルームクリーニング代、エアコン清掃代等で合計82,000円。敷金を差し引き、請求額は41,000円だった。修繕費用の高額な請求に納得できない。契約書はなくしてしまい、入退去時の部屋の写真は撮っていない。

注意することを教えて！



☞ 修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得できないことは貸主側に十分な説明を求めましょう。
「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、原状回復の原則として、わざと汚したり、壊したりしてできたキズや汚れの修繕費は借りた人の負担、通常の使用や建物が古くなるにつれてできたキズや汚れの修繕費は貸主の負担とされています。

☞ 「退去する時」だけでなく「入居する時」も、貸主側と一緒に部屋の状態を確認しましょう。確認した内容はメモに残し、特にキズや汚れなどは写真に撮って記録に残しましょう。

☞ 賃貸借契約を締結する時は、契約書の内容をしっかりと読み、原状回復などの契約条件をよく確認し、納得したうえで契約を締結しましょう。

困ったときは、お住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

**2022年4月から、成年の年齢が18歳になります。18歳、19歳でも
契約による責任が生じるようになります。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう！**

契約をする時は慎重にしないとイケないんだね！



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13時まで)

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します

